

- 工事名称 : 令和 8 年度 与那国町複合庁舎及び特定臨時避難施設新築工事（建築・機械）
- 履行場所 : 与那国町内
- 履行期間 : 町議会の議決日の翌日～令和 10 年 3 月 20 日

特 記 仕 様 書

第 1 条 （工事の目的）

本工事は、与那国町役場の移築かつ新築工事で、地上に 3 階建ての複合庁舎及び地下 1 階に特定臨時避難施設の建設を 2 年債務負担行為工事で行うものである。

第 2 条 （適用のある法令、制度など）

- ① 議会議決 8 月臨時議会での仮契約の可決後、本契約となる。
- ② 2 か年債務負担項工事
- ③ 建築確認済証交付前の準備手続き
- ④ 事業行為届の承認前の準備手続き（赤土流出防止対策工の事前協議を予定）。

第 3 条 （施工時 VE の対象工事）

特定 JV（受注者）の VE 提案による実施結果によるコストダウン成果に対する 1/2 を金銭的インセンティブとして特定 JV に還元するものである。

コストダウン成果の評価については、VE 提案時のコストダウン総合価値及び達成コストダウン項目・総合価値を甲乙協議して決定する。

第 4 条 （建築の工事監理）

沖縄県土木建築部（令和 2 年 2 月）の「建設工事監理業務の手引き」を参照のこと。

- ① 表 1 監督員・工事監理者の関わり
- ② 図 2 工事関係者の相関図

を理解の上、工事に臨むこと。特に、今回は監督員と調査員は同一人物（一人）で行う。

第 5 条 （離島経費の取り扱い）

○地域外からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等の適用

- ① 本工事は、地域外からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する工事である。

なお、以下の地域外からの労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。

（変更対象項目）

共通仮設費：宿舍費（宿泊費、労働者送迎費）

また、当該工事においては、当初から離島経費を「見込額」として予定価格に積上げている。

参考数量（諸経費）を参照して下さい。

なお、仮設宿舍の建設を近隣のヤード造成地に計画を進めているところ。

現場管理費：労務管理費（渡航費、賃金以外の食事）

- ② 受注者は、契約締結後に地域外からの労働者の確保に係る経費が必要になった場合において、「変更対象項目に対する実施計画書（様式1）」及び、地域内からの労働者が確保できないとする関係団体等からの証明書（監督員が指示する場合）を事前に監督員に提出し、当該工種の現場が着手するまでに監督員との協議を終了していなければならない。
- ③ 変更対象項目について労働者確保の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び、金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下、「根拠資料」という）を監督員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- ④ 受注者は、「契約対象項目に対する実績報告書（様式2）」及び「根拠資料」を監督員が指定する期日までに、毎月提出しなければならない。
- ⑤ 共通仮設費の積上げ分は、「変更対象項目に対する実績報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実績報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、労務管理費用については現場管理費率に含まれていることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。
- ⑥ 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

以上

建築工事監理業務の手引き

沖縄県土木建築部

令和2年2月

設定するなどして、業務の重点化を図る必要がある。また、各々の監理項目に対して発注者側が担う役割と工事監理業務の受注者が担う役割について両方で予め確認しておくことは工事監理業務の適正な履行の確保に有用である。

表1 告示上の工事監理等における監督員・工事監理業務の受注者の関わり（参考例）

	業務の内容	監督員 (発注者)	工事監理業務の受注者
工事監理に関する標準業務	(1) 工事監理方針の説明等		○
	(i) 工事監理方針の説明		○
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議		○
	(2) 設計図書の内容の把握等	○	○
	(i) 設計図書の内容の把握	○	○
	(ii) 質疑書の検討	○	○
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告		○
その他の標準業務	(i) 施工図等の検討及び報告		○
	(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告		○
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		○
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	○	○
	(6) 工事監理報告書等の提出	○	○
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	○	
	(2) 工程表の検討及び報告		○
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		○
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	○	○
	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○	○
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	○	○
	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査		○
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	○	
	(6) 関係機関の検査の立会い等	○	○
	(7) 工事費支払いの審査	○	
	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	○	
	(ii) 最終支払い請求の審査	○	

凡例：○ 担当

(4) 現場運営の円滑化

建築工事は、建築、電気、機械など複数の工種の連携の上に進められるため、工事関係者の情報共有は不可欠である。そこで下記に意思決定の迅速化及び現場の運営の円滑化に向けたいくつかの手法を示す。

① 現場統括者の明確化

現場で発生する情報や意思決定事項について、必要な情報を必要な者に伝達するための交通整理を行う現場統括者を明確にすることが必要である。なお、発注者側の監督員が現場統括者となることが望ましいが、場合によっては工事監理業務の受注者がその役割を担うことも考えられる。

② 工事監理における業務方針の提示

監督員、工事監理業務の受注者は、設計内容や重点工事監理項目の内容等の品質確保に関する事項について確認・協議の上で、現場統括者が工事監理方針を工事の受注者等に提示することが考えられる。

③ 関係者が一堂に会する場の設置

現場運営の円滑化等には、対面型のコミュニケーションが有効であり、必要に応じて効率的に関係者が一堂に会する場を設ける。

④ CALS/EC（情報共有システム）の活用

IT機器の利用環境が確保され、工事目的物の品質を確保するための手段として有効である場合には、CALSが有用と考えられる。

⑤ 早期の調整事項の把握及び問題解決の迅速化

設計図書や対象工事や関連工事に関する調整が滞ると現場の進捗に多大な影響を与えることから、工事監理業務の受注者は、定例会議において検討する工程の調整事項の早期把握に努め、問題解決の迅速化を図る。

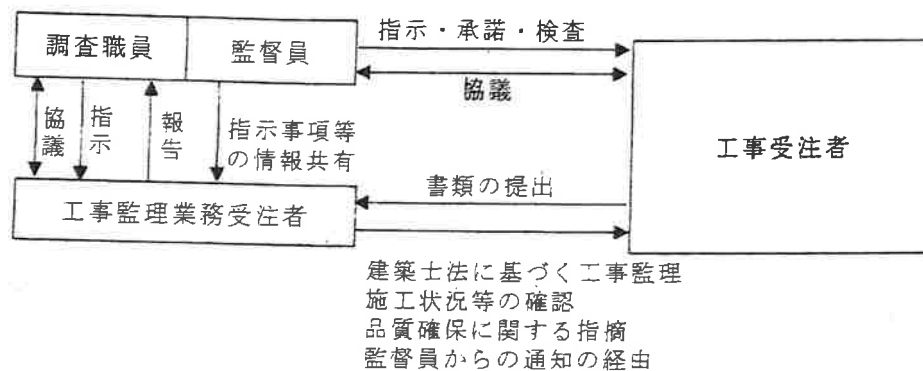


図2 工事関係者の相関図